

嶺南広域行政組合情報公開条例

令和5年3月29日

条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 実施機関による情報の適正な取扱い（第6条—第8条）
- 第3章 情報の公開を請求する権利（第9条—第16条）
- 第4章 救済手続（第17条）
- 第5章 雑則（第18条—第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、知る権利を具体化して実施機関が保有する情報の公開を請求する住民の権利を保障し、あわせて広域行政を住民に説明する責務が全うされるよう情報の適正な取扱いについて定めることにより、公正で開かれた広域行政を推進することを目的とする。

（情報、実施機関等の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (2) 情報の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、情報を閲覧できるようにすること、又は情報の写しを交付することをいう。
- (3) 実施機関 管理者、議会及び監査委員をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、情報の公開を請求する住民の権利を十分に尊重し、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、情報の公開を公正かつ円滑に推進するために、情報の適正な取扱いを確保する情報管理体制の整備に努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例によって情報の公開を受けたものは、これにより知り得た情報をこの条例の目的に則して適正に使用しなければならない。

(他の制度との調整)

第5条 この条例は、法律又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、情報の閲覧若しくは縦覧又は謄抄本その他の写しの交付手続が定められている情報については、適用しない。

第2章 実施機関による情報の適正な取扱い

(情報の検索資料の作成及び閲覧)

第6条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、住民が閲覧できるようにしなければならない。

(情報の適正な作成及び保管)

第7条 実施機関は、情報の公開を公正かつ円滑に推進するため、情報の適正な作成及び保管に努めなければならない。

(情報の提供施策の充実化)

第8条 実施機関は、この条例に定める情報公開請求に基づく情報の公開のほか、情報の提供施策の充実化に努めなければならない。

第3章 情報の公開を請求する権利

(情報公開請求者)

第9条 次に掲げるものは、実施機関に対し、当該実施機関が保有する情報の公開（第5号の場合は、利害関係を有する情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 嶺南広域行政組合構成市町（以下「構成市町」という。）に住所を有する個人
- (2) 構成市町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 構成市町の事務所又は事業所に勤務する個人
- (4) 構成市町の学校に在学する個人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、前項の規定による請求をすることができる。

(例外的に公開しないことができる情報)

第10条 実施機関は、前条第1項の規定による情報の公開の請求があったときは、当該情報の公開をしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報を公開しないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法令等の定めにより、公開することができない旨が明示されている情報

(3) 法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を害するおそれのある事業活動に関する情報

イ 人の財産又は生活に影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

- (4) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産又は生活の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報
- (5) 実施機関内部、実施機関相互又は実施機関と国等、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における協議、審議、検討又は調査に関する情報であって、公開することにより、当該協議等に著しい支障が生じると認められるもの
- (6) 組合と国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人との間における依頼、要請等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (7) 実施機関が行う監査、検査、取締り、渉外、争訟、交渉、入札、人事、試験その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は同種の将来の事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生じると認められるもの
(情報の部分公開)

第11条 実施機関は、公開請求された情報の一部に、前条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

(情報公開の請求方法)

第12条 情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開請求の対象である情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(情報公開請求者に対する説明及び助言)

第13条 情報公開請求者は、実施機関に対し、当該請求の対象である情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(情報公開の請求に対する決定)

第14条 実施機関は、第12条に規定する請求書を受けたときは、当該請求書を受けた

日から14日以内に公開請求者に対し、公開請求された情報を公開する旨の決定又は公開しない旨の決定（第11条の規定による一部を公開しない旨の決定を含む。）をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をする場合において、当該決定についての情報に公開請求者以外のもの（国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、そのものの意見を聴くことができる。
- 3 実施機関は、正当な理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、書面により当該決定を通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による公開をしない旨の決定（第11条の規定による一部を公開しない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。
- 6 第1項に規定する期間（第3項の規定により期間が延長されたときは、当該延長後の期間）内に、実施機関が情報を公開するか否かの決定をしないときは、公開請求者は、当該情報を公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（情報公開の実施方法）

第15条 実施機関は、前条第1項の規定により情報を公開する旨の決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、当該情報の公開をしなければならない。

- 2 情報の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

（情報公開における費用負担）

第16条 この条例による情報の閲覧の手数料は、無料とする。

- 2 この条例により情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4章 救済手続

（審査請求があった場合の手続）

第17条 実施機関は、第14条第1項の決定（同条第6項の規定により決定があったものとみなされる場合を含む。以下「公開決定等」という。）又は公開請求に関する不作為に対して、審査請求があった場合は、遅滞なく、嶺南広域行政組合情報公開・個人情報

保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 4 公開決定等又は公開請求に関する不作為に対する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第5章 雑則

（実施機関による条例の公正な運用）

第18条 実施機関は、審査会の意見を聴いて、この条例の公正かつ円滑な運営及び改善に努めなければならない。

（管理者による調整）

第19条 管理者は、議会以外の実施機関に対し、情報の公開などの情報の適正な取扱いに関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

（管理者による運用状況の公表）

第20条 管理者は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、住民に公表しなければならない。

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定は、令和5年4月1日以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用し、同日前に実施機関が作成し、又は取得した情報については、整理が終了した情報から適用する。